

司法書士がお答えします

住まい **Q&A**



司法書士 宮城 匠 (司法書士法人 匠事務所)
那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇4階 電話098-833-6461

高齢化に備えて

uestio

私は75歳の男性で、現在一人暮らしです。妻は先に他界し、子どもはおりません。親類はいますが、ほとんど交流はありません。預貯金と複数の不動産を所有していますが、この先、私が寝たきりになった場合にどうなるかと心配しています。以前、「任意後見」の制度を耳にしましたが、どのような制度でしょうか？

がないとされています。

最近では本人確認の厳格化

とともに、意思能力の確認も厳格化されています。私たち司法書士が不動産の名義変更に立ち会う際は、もちろん意思能力を確認させていただきま。また、金融機関においても取り引きの際の本人確認・意思確認は厳しくなっています。

② 成年後見制度

意思能力が十分ではない方をサポーターする制度が「成年後見制度」です。成年後見制度には、元気なうちに万が一の場合に備えておく「任意後見制度」と、時後的に利用する「法定後見制度」があります。

以前、認知症により意思能力を欠くようになった場合に利用する「法定後見制度」について解説しました(2010年7月9日号掲載)。法定後見制度では、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらい、成年後見人が本人に代わって契約を行います。法定後見制度においても、成年後見人は本人の意思を尊重する義務があり、自己決定の尊重の理念が反映されてはいるものの、本人の意思が十分でない状況での判断は難しいのが実情です。

③ 任意後見制度

これに対し任意後見制度は、本人の意思能力が不十分になったときに備えて後見人となる「任意後見人」と「任意後見契約」を結び、任意後見人の選任と権限をすべて任意の契約で定めま。契約にあたっては、本人の財産管理や介護契約、福祉関係施設への入所に關する契約について、任意後見人に要望を出すことができま。契約は、本人の意思能力が不十分となり家庭裁判所が「後見監督人」を選任したときから効力が生じます。任意後見監督人は、任意後見人がきちんと契約どおり職務を行っているかを監督しま。

将来の不安に対して、「自分の財産についてはこういう方針で取り扱ってほしい」「こんな施設に入所したい」と考える方に適した制度といえます。

④ 任意後見契約の内容

任意後見契約の内容は公正証書として作成することになります。内容は以下の3つのパターンがあります。

① 将来型

今のところ不都合はないが、将来に備えて契約のみを締結しておく場合です。

② 即効型

契約を結ぶ能力はあるが、時おり意思能力に問題が出ていて、すぐにでも家庭裁判所で任意後見監督人を選任してもらう必要がある場合です。

③ 移行型

契約と同時に、別に財産管理の委任契約を作成してすぐに支援をお願いする場合があります。意思能力があるときは委任契約に基づき支援を受け、意思能力が不十分となったときには任意後見契約に基づいて引き続き後見事務を行ってもらう場合です。

司法書士会では、成年後見制度を支援するため「成年後見センター・リーガルサポート」を設立しています。ぜひご利用ください。

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート・沖縄支部

那覇市おもろまち4-16-33

面談による相談を受け付けています(要予約)

受付日:毎週火曜、木曜 午後2時~午後4時

司法書士会「司法書士総合相談センター」

※電話による相談はできません

予約受付電話:098-867-3577

料金:無料

1 意思能力

契約が有効に成立するには、当事者が契約により発生する権利をもち、義務を負うのに足りる意思をもっていることが必要です。これを法律上は「意思能力」といいます。意思能力がない者がした契約は無効です。一般的には10歳未満の幼児や泥酔者などは、意思能力